

屋久島町農業委員会総会議事録

- 開催日時 平成25年4月25日(木) 午前9時30分から10時50分
- 開催場所 屋久島町役場尾之間支所 第3委員会室

3. 出席委員 (16人)

会長	1番	鎌田 秀久	君
会長職務代理者	2番	牧 潤三	君
委員	4番	川畠 孝博	君
	5番	永野 真佐子	君
	6番	永綱 忠美	君
	7番	岩川 直隆	君
	8番	牧 優作郎	君
	9番	日高 清明	君
	10番	備 邦雄	君
	11番	神宮司 守昭	君
	13番	白川 滿秀	君
	14番	渡邊 祥太郎	君
	16番	大角 利夫	君
	17番	内田 政人	君
	19番	岩川 孝行	君
	20番	田中 武浩	君

4. 欠席委員 (2人)

欠席者	3番	中島 則雄	君
	12番	西橋 豊啓	君

5. 議事日程

- 会議録署名委員の指名
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画について

議案第3号 非農地証明願について

議案第4号 下限面積(別段面積)の設定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	岩川 滉男
係長	川東 卓磨
主事	泊 雄貴
相談員	西田 博隆

7, 概要
事務局長

皆さんおはようございます。3番の中島則雄さんと12番の西橋豊啓さんから、欠席の連絡がきております。

ただ今より平成25年度第1回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。本日の農業委員憲章朗唱は4番委員の川畑さんにお願い致します。

憲章朗唱（4番委員）

お座り下さい。

会長あいさつ。

会長

皆さんおはようございます。25年度がスタートいたしました。私ども農業委員に課された大きな仕事は言うまでもなく“遊休農地の解消”ということなんですが、国の政権が変わりまして風通しは良くなつたけれども、風圧は強くなつたというふうに言われております。

3月末の常任会議の折にありました話の中にも行政刷新会議が廃止されて育成改革会議がスタートしました。その中で農業委員会制度の見直しという閣議決定は取消されていないという話がございました。

この育成改革はアベノミクスの『成長戦略』を阻害するいろいろな規制は積極的に改正していこうということのようでございます。

改革の目標がはっきりしているというような話がございました。

私ども農業委員会の活動計画につきましても年間計画ということで、皆さんにお示ししてございますので皆さんの方でお気づきの点は積極的にご意見をいただければありがたいなと思っております。

本日は年度初めの総会でございますのでいろいろな案件につきましてご意見いただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

それでは本日の会議録署名委員を7番委員・8番委員にお願いをいたします。

議事を進めてまいります。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について事務局から説明をお願いします。

事務局長

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について、次のとおり合意解約の通知があつたので報告する。

整理番号1番。権利の種類：貸借権。契約内容：経営基盤法。賃貸借人：借人・[REDACTED]男、貸人・[REDACTED]。土地の所在：[REDACTED]・畠、同じく [REDACTED]・田、[REDACTED]・田。3筆の合計面積が [REDACTED]m²。貸借期間：平成 [REDACTED]年 [REDACTED]月 [REDACTED]日から平成 [REDACTED]年 [REDACTED]月 [REDACTED]日までです。解約の理由：合意解約。賃貸借の解約の申入れをした日・賃貸借の合意解約の合意が成立した日が平成 [REDACTED]年 [REDACTED]月 [REDACTED]日、賃貸借の合意による解約をした日・土地の引渡し時期が平成 [REDACTED]年 [REDACTED]月 [REDACTED]日です。通知書をつけております。以上です。

会長

只今事務局から報告がございましたが、このことについて皆さんから聞きたいことなどございますか。

皆さん方から無ければ、私の方から担当委員ということで補足をいたします。

年数がもう少しあつたんですが、原因が2件ほどございます。

まず貸人側の奥さんが体調不良ということで入院されておりまして、1年以内にここを処分の対象にして屋久島を引き上げる計画がございます。

借人の方も、体調がきついということもありまして、フリーにしておこうという意向が働いたようでございます。

そのような理由で、両者の合意に至っております。

会長

よろしゅうございますか。
(「はい。」の声あり)

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があつたので議決を求める。

整理番号1番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人・[REDACTED]、譲渡人・[REDACTED]。土地の所在：[REDACTED]、畠、[REDACTED]m²。農用地区域内。利用状況：野菜。営農計画及び耕作期間：果樹が1月から12月、野菜が1月から12月。事由：規模拡大。権利の設定を受ける者の状況といたしまして、経営面積：所有面積が[REDACTED]m²。申請人の経験年数が10年、妻5年、母20年。農機具等の保有状況：動噴・1、刈払機・1、管理機・1、運搬機・1です。周辺地域との関係については『支障は特にないと思います。』ということです。地域との役割分担の状況については『集落等の共同作業に全面的に協力いたします。』ということです。

この申請地の隣接地、東側については平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日、申請人の父親に3条許可をしているところでございます。その後父親が亡くなり、今回この場所については息子の名前で申請があがっております。

この案件につきましては、許可要件の全てを満たしていると考えております。以上で説明を終わります。

会長

整理番号1番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番(農業委員)

契約内容が贈与ということで、譲受人と譲渡人が親戚関係ということです。譲受人ですが、現在[REDACTED]の[REDACTED]で働いております。休日には果樹・野菜の栽培に取り組んでおります。母親の方は毎日畠仕事をしているようです。

場所なんですけども、[REDACTED]の下の方です。申請地とありますが、その隣は父親名義の畠になっております。

現地調査ですが、4月13日に本人と畠に行っております。

第2項第1号に関しまして、機械・労働力・技術ともクリアしております。効率利用もされております。

第2項第4号につきましても、従事日数はクリアしております。

第2項第5号の経営面積もクリアしておりますし、非耕作地はございません。

第2項第7号の周辺地域、集落との関係等全て問題ないと思います。以上です。

会長

整理番号1番について、皆さん方からご質問等ございませんか。
(「ありません。」の声あり)

ご意見無ければ、整理番号1番について許可することにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号1番は許可することに決定いたします。

続きまして、8ページ。議案第2号 農用地利用集積計画について、事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第2号 農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画について議決を求める。

整理番号1番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：

事務局長

譲受人・[REDACTED]・[REDACTED]、譲渡人・[REDACTED]。土地の所在：[REDACTED]、現況地目：畑、[REDACTED]m²。農用地区域内。作物：茶。所有権移転時期：平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日。対価：[REDACTED]円。1反あたり[REDACTED]円になるそうです。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況といたしまして、経営作物：茶。経営面積：所有面積が[REDACTED]m²、借地が[REDACTED]m²、合計で[REDACTED]m²です。従事日数：300日。農機具等の保有状況：刈払機・1、軽トラック・1、動噴・1です。

この土地については備考の欄にございますが、農地法第3条にて、平成[REDACTED]年に賃貸借契約を交わしていた土地です。契約期間は平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日から平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日までの予定でした。

この案件については、譲受人は認定農業者であり、この土地につきましては、現在[REDACTED]年の賃貸借契約をしているところでございます。借人が取得することにより経営の安定につながります。

したがいまして経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

会長

整理番号1番について、担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

申請地につきましては、すでに茶が植えられておりまして、今年も収穫されたようです。9ページの地図を見ていただきたいんですが、[REDACTED]番[REDACTED]は、[REDACTED]や[REDACTED]を売っているお店です。そこを海岸の方に下りて行った所に申請地があります。この周辺はほとんど[REDACTED]さんが立派な茶畠にしております。

今回の申請地は賃貸借契約でしたが、売買という形で名義変更したいということです。問題はないと思っております。以上です。

会長

整理番号1番について、皆さん方からご意見、ご質問ございませんか。

○番（農業委員）

[REDACTED]は、最近[REDACTED]されましたよね。大丈夫なんですかね。会社は別ですよね。

○番（農業委員）

はい。[REDACTED]と[REDACTED]は閉鎖ということですが、茶園は今から稼げる茶園です。5月いっぱいは[REDACTED]が管理して、その後誰か買い手がおれば経営が移っていくんじゃないかと思っております。鹿児島の方に『欲しい。』という方がおられまして、話が進んでいます。それが駄目なときには、現在[REDACTED]さんが管理されておりますけども、管理を続けて茶園は残していくたいという考えを持っていらっしゃいます。

会長

皆さん方から、他にございませんか。

ご意見無いようでしたら、整理番号1番について計画を認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

それでは整理番号1番について計画を認めることに決定いたします。

続きまして、議案第3号 非農地証明願について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第3号 非農地証明願について、次のとおり非農地証明願があつたので議決を求める。

整理番号1番。申請人：[REDACTED]。土地の所在：[REDACTED]・畑・[REDACTED]m²、[REDACTED]・畑・[REDACTED]m²。第2種農地です。非農地に至った理由ならびに現在の管理状況『[REDACTED]』については窪地のため、20年前より耕作放棄しており、現在雑木が生い茂っている。[REDACTED]については県道を作ったときの残地と思われるが、法面の下は側溝となつ

事務局長

ており、■m²については石等混じって、農地として作付けできる状態ではないため 20 年以上手付かずの状態である。』ということです。

申請地は町の■から県道を挟んで海側に位置し、面積も小さく農地としての有効利用も難しいことや、隣接地は今年■月■日の総会で非農地判断したところでもあり、非農地としても周辺農地に支障のないことからやむを得ないと判断いたします。農用地区域の除外が出てくることが予想されますが、その判断が重要になると思われます。以上です。

会長

整理番号 1 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

12 ページをお願いします。上に県道が通っておりますが、■の前です。ここに申請地が 2 件ありますが、左の方は、うつそうとした山林になっており、右の方は土手の下に細長くあります。ここは非農地調査の際、土手として見落としていたのかなという感がございます。周辺は非農地通知済ですので、現状といたしまして非農地として問題ないんじゃないかなと思っております。以上です。

会長

現地調査に立ち会った方で、補足がございますか。

○番（農業委員）

私も現地調査に立ち会いましたが、実質、耕作できる状況ではありません。非農地です。地元委員からもありましたように、洩れていたのかなという状況です。こちら一体が山という状態です。

会長

皆さん方から、ご質問等ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

それでは、整理番号 1 番について非農地として認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

続きまして、14 ページです。議案第 4 号 下限面積（別段面積）の設定について、事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 4 号 下限面積（別段面積）の設定について、平成 21 年 12 月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの範囲内で別段面積を定め、農林水産省令で定めるところによりこれを公示した時は、その面積を農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積として設定できることになりました。

「農業委員会の適正な事務実施について」（20 経営第 5791 号平成 21 年 1 月 23 日付 農林水産省経営局長通知）が、平成 22 年 12 月 22 日付で一部改正され、農業委員会は毎年、下限面積（別段面積）の設定または修正の必要性について審議することとなっております。

このため、今年度の下限面積（別段面積）の設定について以下のとおり提案いたします。

（1）農地法施行規則第 20 条第 1 項の運用について

方針 現行の下限面積（別段面積）30a の変更は行わない。

理由 2010 年農林業センサスで、管内の農家で 30a 未満の農地を耕作している農家が全農家数の約 4 割であるため。

（2）農地法施行規則第 20 条第 2 項の運用について

方針 現行の下限面積（別段面積）30a の変更は行わない。

理由 平成 24 年度の農地法第 30 条の規定に基づく利用状況調査の結果、管内の遊休農地率は 11.8% と高いが、現在の 30a の下

事務局長

限面積でも本町の農業形態から、新規参入者を阻害している要因となっている事例が見当たらず、また下限面積を少なく設定しても、現在の農業を取り巻く情勢の中で新規就農者等の増加は望めず、耕作目的よりも資産目的の取得が増える可能性があり、遊休地解消には繋がらず農業政策に混乱を招く恐れがある。

15ページに2005年と2010年の農業センサスによる下限面積試算の結果が出ております。上の表に関しましては合併前、その後2010年に屋久島町の30a未満の農家が44%となっております。おおむね4割ですから32%から48%の範囲内であれば良いということで、前回の下限面積としてあります。

遊休農地の状況が下の表にありますが、()内が23年の数字で太字が24年度の数字です。だいぶ増減がありますが、全体的に30町歩、304,248m²遊休地が減っている状況でございます。16.9%だったのが、昨年度は11.8%の遊休農地率となっております。

16ページが農地法の下限面積の元になる条文となっております。

農地法第20条第1項の第1号で『自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域であること。』ということ。

第2号で『10a以上である。』ということ。

第3号で『百分の四十を下らない。』ということで、今30aというのを定めています。

第2項で『前項の規定に関わらず』とありますが、例えば遊休地が多いところは10a未満の指定も可能です。

17ページですが、県内の市町村の下限面積が示しております。『設定なし』というところは50aとなっています。

現在43市町村ありますが、50aが15市町村、40aが3市町村、30aが13市町村、20aが7市町村、10aが1市町村、その他で15から50aと、地区によって設定が異なっているところが4団体ということです。以上です。検討をお願いします。

会長

ただ今詳しく説明がございましたが、皆さんにも資料をたくさん示してございます。この中で皆さん方からご質問なりいただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○番（農業委員）

お隣の種子島は『設定なし』としてありますが、理由はなんでしょうか。

会長

理由は特定して聞いておりませんが、小さい面積を設定する理由がないということです。

○番（農業委員）

下限面積を小さくした場合、少なくともヤミ小作が少なくなる可能性があるんじゃないですか。

30aにすると、無理に下限面積を満たそうとして貸借しても、実際は耕作しないこともありますし。

会長

今、ヤミ小作がどうのというよりも、利用状況調査で全ての農地が利用されているかどうかというのは、皆さんに調査していただいた結果が出ておりますので、町内の年に数件という事例のために法定に定める面積を低くするべきかどうかという話ですね。

このような事例が各地に広まれば、検討する余地も十分にあるかなと思います。

○番（農業委員）

1番の目的は耕作放棄地をなくすことですか。

会長

やはり農業者ですから、農業経営をしっかりやることだと思います。

会長	さらに、そういう人たちが耕作放棄地、遊休農地の解消に積極的に加わっていくことだと思います。そういう人がいないところは小さい面積を認めることによって、少しでも遊休農地の解消に繋がれば國の方針としても良いということだと思います。
○番（農業委員）	ヤミ小作が遊休農地の解消に繋がっていることも言えるわけですね。近くにもおりますが、「やめなさい。」とは言えないです。「手続きできないから返しなさい。」と言って、農地を返した相手がお年寄りで耕作できないということであれば、そこは耕作放棄地になるわけですよね。そういう例は結構あると思います。そこら辺も考える必要があるんじゃないかなと思います。
会長	例えば今まで「10a しかないから手続きができない。」ということで耕作をやめるという視点で見た時に本人たちの合意があれば、だいたい作っていると思うんですが。手続きをしていないからと言って農業委員が「ヤミだからやめなさい。」と言うこともないかと思います。できれば頑張って 30a を超える規模で作っていただきたいというのが私どもの気持ちだと思うんですけど。
○番（農業委員）	目的が遊休地の解消だというのであれば、経営も大切だと思いますが、「30a の経営がありますか？」ということになると、手続きできないわけですよね。農地を荒らすことになりますから、10a でも。30a 未満で経営できるかと言えば難しいですけども。
○番（農業委員）	■では小さな畑がちょこちょこあります。耕作されています。先日の農業委員選挙の書類も書いてもらつたんですが、やっぱり 30a 未満で出せない。というのがたくさんあって、数字として上がってこないんですよね。
会長	10a におとせば、そのくらいなら頑張ってできると言う方もたくさんおられるんですけど。
会長	ただ、面積を下げた時に事務局からの説明の中にもありました『資産目的の取得』をどうやって見抜くかということになってきます。
○番（農業委員）	遊休農地の解消につきましては、新しい農地法の改正の中で農地を所有している人は、農地を適正に管理する義務がございますので、農業委員会がそこまで徹底してやろうじゃないかという腹構えができれば、できると思います。ただ、そうなりますと、農業委員さん1人1人につきつけられる課題が増えることになります。
会長	旧上屋久の方は、経営ではなくて家庭菜園が楽しみな方がほとんどです。市場に出すものではなくて、自分が作りたいものを作って隣近所に配るのを楽しんでいる方が圧倒的に多いんですよね。趣味の範囲で。
○番（農業委員）	■さんの意見も、農業・産業としての視点ではないですね。
会長	下限面積が3反ということで、役場に行って農業委員会で手続きして、面倒くさいと思うことをやっているから、農地は農地として守られているわけで、これを1反歩にした時、皆さん買いますよね。そこに住宅謙倉庫を建ててというのが、ものすごく増えていると思います。
会長	皆さん方から両面の意見が出されているところですが、今まで事務局が集めた資料の中では、30a を即変更する環境に至っていないと判断しているんですが、今回は30a を踏襲していくということで、またこれは毎年見直しをしなさいとなっておりますので、1年かけて事例等を集めしていくことで、いかがでしょうか。

会長	(「異議なし。」の声あり) それでは、今回は下限面積 30a に設定してご異議ございませんか。 (「はい。」の声あり)
事務局長	【行事予定説明】
会長	以上をもちまして、第 1 回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（10時50分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定による署名

7 番

8 番

平成 25 年 4 月 25 日

屋久島町農業委員会会長 鎌田秀久